

早川町公告第 11 号

公 告

下記の森林について、森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 2 年 12 月 28 日

早川町長 辻 一 幸

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

別添のとおり

2 縦覧場所

早川町役場振興課
早川町ホームページ

3 本公告により、早川町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上